

令和 7 年 9 月市議会 建設水道委員会資料

第 1 0 4 号議案 長崎市手数料条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 条例の改正理由	2
2 条例の改正内容	2
3 施行期日	2
4 長崎市手数料条例別表第 1 新旧対照表	3 ～ 4

建 築 部
令和 7 年 9 月

1 条例の改正理由

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、マンション管理計画の認定等に係る条項の変更が生じることから、当該規定を引用する手数料条例を一部改正したい。

2 条例の改正内容

法改正に伴い、引用する条項を次のとおり整理するもの。

手数料の名称	改正後	改正前
(210) マンション管理計画認定申請手数料又は認定更新申請手数料	<u>第5条の14</u> 各号	<u>第5条の4</u> 各号
	<u>第5条の13</u> 第1項又は <u>第5条の16</u> 第1項	<u>第5条の3</u> 第1項又は <u>第5条の6</u> 第1項
(211) マンション管理計画変更認定申請手数料	<u>第5条の14</u>	<u>第5条の4</u>
	<u>第5条の17</u> 第1項	<u>第5条の7</u> 第1項

3 施行期日

令和7年11月28日

4 長崎市手数料条例別表第1 新旧対照表

改正後						改正前					
○長崎市手数料条例 平成12年3月24日 条例第6号 第1条～第8条〔略〕 別表第1（第2条関係）						○長崎市手数料条例 平成12年3月24日 条例第6号 第1条～第8条〔略〕 別表第1（第2条関係）					
手数料の種類	区分		単位	金額	手数料の対象 事務の根拠と なる法令等	手数料の種類	区分		単位	金額	手数料の対象 事務の根拠と なる法令等
(210) マンション管理計画認定申請手数料又は認定更新申請手数料	ア マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。）第5条の14各号に掲げる基準に適合していることを証する書類として市長が別に定めるものを添付する場合	(ア) マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画（以下「長期修繕計画」という。）の数が1である場合	1件	3,500	マンション管理適正化法第5条の13第1項又は第5条の16第1項	(210) マンション管理計画認定申請手数料又は認定更新申請手数料	ア マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。）第5条の4各号に掲げる基準に適合していることを証する書類として市長が別に定めるものを添付する場合	(ア) マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画（以下「長期修繕計画」という。）の数が1である場合	1件	3,500	マンション管理適正化法第5条の3第1項又は第5条の6第1項
		(イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合	1件	3,500円に1を超える長期修繕計画の数に1,500円を乗じて得た金額を加算した金額				(イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合	1件	3,500円に1を超える長期修繕計画の数に1,500円を乗じて得た金額を加算した金額	
	イ ア以外の場合	(ア) 長期修繕計画の数が1である場合	1件	2万4,900円			イ ア以外の場合	(ア) 長期修繕計画の数が1である場合	1件	2万4,900円	
		(イ) 長期修繕計画の	1件	2万4,900円に1を超える				(イ) 長期修繕計画の	1件	2万4,900円に1を超える	

		数が2以上である場合	長期修繕計画の数に1万4,300円を乗じて得た金額を加算した金額				数が2以上である場合	長期修繕計画の数に1万4,300円を乗じて得た金額を加算した金額	
(211) マンション管理計画変更認定申請手数料	ア マンション管理適正化法第5条の14の認定を受けた管理計画（以下「認定管理計画」という。）に係る長期修繕計画の数が1である場合	1件	1万2,400円（長期修繕計画を追加する場合には、1万2,400円に当該追加する長期修繕計画の数に1万4,300円を乗じて得た金額を加算した金額）	マンション管理適正化法第5条の17第1項	(211) マンション管理計画変更認定申請手数料	ア マンション管理適正化法第5条の4の認定を受けた管理計画（以下「認定管理計画」という。）に係る長期修繕計画の数が1である場合	1件	1万2,400円（長期修繕計画を追加する場合には、1万2,400円に当該追加する長期修繕計画の数に1万4,300円を乗じて得た金額を加算した金額）	マンション管理適正化法第5条の7第1項
	イ 認定管理計画に係る長期修繕計画の数が2以上である場合	1件	1万2,400円に1を超える長期修繕計画の数に7,100円を乗じて得た金額を加算した金額（長期修繕計画を追加する場合には、当該金額に当該追加する長期修繕計画の数に1万4,300円を乗じて得た金額を加算した金額）			イ 認定管理計画に係る長期修繕計画の数が2以上である場合	1件	1万2,400円に1を超える長期修繕計画の数に7,100円を乗じて得た金額を加算した金額（長期修繕計画を追加する場合には、当該金額に当該追加する長期修繕計画の数に1万4,300円を乗じて得た金額を加算した金額）	